

図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について

1 図書館資料の送信サービスの実施について【著作権法第31条第1項第1号関係】

- 図書館では、図書館が所蔵する資料（図書、雑誌など）を、調査研究のために必要とする利用者の求めに応じて、一部分を複製して提供することができることとなっています。
(著作権法第31条第1項第1号 他)

参考：文献複写枚数（『日本の図書館 統計と名簿 2019』（日本図書館協会）から）

公共図書館等 20,280,843 枚

大学図書館等 31,739,731 枚

- 県立図書館などでは複製物を郵送で提供するサービスを行っていますが、原則は図書館に来館していただいて、提供しています。

紙に複製したものを郵送することは、来館して受け取ることと複製物としては変わらないという考え方です。

従来から、紙の複製ではなく、電子ファイルでの提供を希望されることはありました。複製を電子ファイルにすることは法解釈上可能ですが、写真として撮ることでの提供があるくらいにとどまっていると思われます。

- ファクシミリや電子メールなどで送ることは、複製を公衆送信することにあたるため、できません。

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、図書館が閉館やサービス内容の制限を行い、複製物を来館で提供することができなくなった現状はあります。

このため、図書館からの送信サービス実施のニーズが顕在化したと言えます。

なお、決済等の都合を考慮すれば、図書館から利用者に直接送信するだけでなく、図書館間で送信できる制度とすることが必要です。

- 送信サービスに対応するためには、送信の形態によって手順が次のようになります。

□ 複製申請の受付

- ・ 調査研究の目的であることを確認します。
- ・ 複製の範囲が資料の一部であることを確認します。

□ 郵送による複製

- ・複製を作成します。
- ・複製物を郵送します。

※複製物と振込み用伝票など一緒に送り、料金の支払いを受ける方法や、支払い確認後複製物を郵送する図書館もあります。

□ ファクシミリ・電子メールによる送信

- ・複製する資料の当該箇所を確認し、複製が可能であるかの判断をします。
- ・複製物（電子メール用には PDF 形式ファイル）を作ります。
- ・料金（複写にかかる実費、紙の場合は 10～30 円程度）を計算します。
- ・ファクシミリで送る、あるいは電子メールに添付して送ります。
- ・図書館に残る複製を廃棄します。

※支払いを確認してから送信するか、受信を確認後支払いを受けるかが課題です。

○ 補償金についての課題

□ 支払い主体

報告書では、図書館設置者が支払い主体とあります。複製し、送信する主体が図書館であるので、理論上は正しいのですが、複製を実際に入手し、利用するのは利用者であり、補償金の支払いを受益者である利用者求めることが一般的と考えます。

その場合、利用者が負担するものであることを、法律で明確にしておく必要があると考えます。

国民の知る自由を保障する、学問の自由を保障することからすれば、公費負担とすることも理屈としてありえます。しかし、権利者の逸失利益を補填する意義からすれば、その金額は大きなものとなることが予想され、公費負担とするには、利用しない人との不均衡が生じることとなり、また、経費確保が困難となることが大いに予想されます。

また、大学図書館では、利用者を大学図書館の構成員のみとするのか、学外者も含めるのかも検討しなければなりません。学外者も含むとした場合、「知る権利」を尊重するにしても学外者を公費（校費）負担にする理屈はなりたちにくいと考えます。

そのため利用者に転嫁する規定が必要であると考えます。

事務を効率的に行う視点からすれば、利用者が直接指定管理団体に支払う仕組みとすることが妥当と考えます。

□ システム

個々の図書館が支払いのシステムを用意することは、システム間の連携や、利用者の利便性の観点から避けるべきと考えます。そのため、大学図書館などを含め全国共通で利用できるシステムを用意するなど体制整備が必要です。

□ 補償金の料金体系等

報告書にもあるように、権利者の逸失利益の補填する意義から大きな額となることが予想されます。一方、権利者が不明であるものや、著作権法で権利の目的とならないとされる法令等も複製していることから一律に負担を求めることはできません。

指定管理団体においての分配等の仕組みも含め、権利者、利用者、図書館など利害関係者による検討と調整が充分に行われる必要があります。

2 著作権法第 31 条が適用される図書館等の範囲について

- 現在、複製権の権利制限が認められる図書館等については、国立国会図書館、公共図書館（図書館法第 2 条第 1 項）、大学、高等専門学校などとされ、学校図書館、専門図書館が含まれていません。
- 著作権法第 35 条によって教育を行うものによって行われる教育目的の複製が認められるケースがありますが、児童生徒の自発的調査研究を目的とする複製については認められていません。
- 病院図書館（地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中核病院は医療法で図書室の設置が義務づけられており、病院内の調査研究の支援を行っている）を含めることが要望されています。
- 公開型の専門図書館のうち、図書館運営事業の目的が非営利で公益性が認められるものについて、設置主体が営利・非営利にかかわらず著作権法施行令第 1 条の 3 第 1 項第 6 号指定の施設として認めることが要望されています。